

「平成30年大阪北部を震源とする地震」及び「平成30年台風21号」による被害に対する 茨木市被災者支援制度一覧

※限定して適用される支援制度については、それぞれ【地震限定】【台風限定】と記載しています。

※「罹災証明書」の新規の受付は、平成31年3月29日をもちまして、終了いたしました。

※「住宅改修支援金」の新規の受付は、令和元年6月28日をもちまして、終了いたしました。



【各種支援制度一覧】				
1 住まいに関すること				
No.	支援制度名	対象者	内容	
			受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)	
1	動産等の損傷を証明【罹災届出証明書】	動産等を損傷し、証明を希望する方	被災者からの申請及び損傷の状況がわかる写真等の提出に基づき、罹災届出証明書を交付します。 ※「罹災証明書(住家)」の新規の受付は、平成31年3月29日をもちまして、終了いたしました。	資産税課 TEL620-1615 FAX626-4826
2	大阪府住宅相談室	被害を受けた住宅の所有者等	被災された方の住宅に関する相談など、様々な住宅に関する相談を無料で行います。	大阪府住宅相談室 TEL06-6944-8269
3	市営住宅の提供	罹災証明を受け、自宅での居住が困難な市民 ※抽選にあたっては、半壊以上の方が優先となります。	6か月更新で、原則として最大1年間入居できます。(半壊以上の場合は最大2年間) 家賃・共益費は免除。 「全壊」「大規模半壊」「半壊」の方が優先となりますが、「一部損壊」の方のうち、「月額所得が158,000円以下で、高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯のいずれかに該当する方」も募集対象。(※詳細については建築課までお問い合わせください。) ※平成31年4月26日をもちまして、終了いたしました。	建築課 TEL620-1653 FAX625-3181
4	被災住宅の応急修理【地震限定】	以下の全てに該当する方 ・災害により半壊以上の罹災証明を受けたこと ・応急仮設住宅を利用しないこと ・自ら修理する資力がな	住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分で、市が業者に依頼し、応急的に修理します。 ※全壊でも応急修理をすることで居住可能となる場合は対象となります。 ※修理限度額は1世帯当たり58万4千円です。(同じ住宅に2世帯が同居している場合は1世帯とみなします。) ※平成31年4月26日をもちまして、終了いたしました。	建築課 TEL620-1653 FAX625-3181
5	被害を受けた家屋の修繕	家屋の修繕にお困りの方	大阪府が「住宅リフォームマイスター制度」により指定した、非営利団体の「マイスター登録団体」により、相談先(有償)を紹介いただけます。 「マイスター登録団体」の一覧は、居住政策課ホームページに掲載するほか、市役所内各所に設置しています。	居住政策課(市) TEL655-2755 FAX620-1730 都市居住課(府) TEL06-6210-9708 FAX06-6210-9712
6	住宅改修支援金	30万円以上の改修・復旧費用を要した改修等をした方	補助額:改修等に要した経費の1/2を補助(上限:10万円) ただし、非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯は20万円) 所得制限:世帯の総所得金額が430万円未満 ※「地震」と「台風」の重複受給はできません。 ※令和元年6月28日をもちまして、新規申請受付を終了いたしました。(申請済の方は、令和2年3月31日までに別途実績報告が必要です。)	居住政策課 TEL655-2755 FAX620-1730

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
7	大阪版・被災住宅無利子融資制度	被災した住宅の復旧に向けた融資を受ける方【罹災証明が必要】	<p>【対象工事】災害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事（賃貸事業を行う場合は対象外）</p> <p>【融資条件】※別途、各金融機関の融資審査が必要 融資額：200万円以内（半壊以上の場合300万円以内） 返済期間：10年以内 融資金利：0% など 融資の詳細は、右記コールセンターまで。</p> <p>【申込受付期間：令和2年3月31日】</p>	<p><住宅金融支援機構>お客さまコールセンター災害専用ダイヤル TEL0120-086-353 またはりそな銀行の府内各支店（市内：茨木支店 TEL624-1121 茨木西支店 TEL625-1551）</p> <p><大阪シティ信用金庫>審査部 TEL06-6201-2889 府内各支店（市内：北部市場支店 TEL636-2075） <大阪信用金庫>融資部 TEL06-6775-6584 各支店（市内：茨木支店 TEL625-3971）</p>
8	転居費用支援金	被災したことにより市内転居が必要になった方【罹災証明が必要】	<p>被災したことにより必要となった引越費用の1/2を補助（上限：3万円 ただし、非課税世帯、障害者世帯、ひとり親世帯は5万円） 所得制限：世帯の総所得金額が430万円未満 ※「地震」と「台風」の重複受給はできません。</p> <p>【申請期限：令和2年3月31日】</p>	<p>居住政策課 TEL655-2755 FAX620-1730</p>
9	ブロック塀等撤去補助金	道路や公園に面した高さが80cm以上のブロック塀等で、茨木市の点検表により厚さ・傾き等が不適切な状態にあるものの所有者	<p>道路や公園に面したブロック塀等の撤去に係る費用を補助する。 補助上限：通学路 30万円、その他 20万円 [手続書類]申請書、概略図、見積書（請求書）、領収書、撤去前後の写真、ブロック塀の所有者であることがわかる書類等 申請方法は、建設管理課またはホームページにて確認してください。</p> <p>【申請期限：令和2年1月31日（※）】 （※）令和2年3月31日までに別途実績報告が必要</p>	<p>建設管理課 TEL 620-1650 FAX 625-3181</p>
10	民有地緑化の助成	道路に面して生垣等を設置する方	<p>生垣設置費用の一部を補助するとともに、生垣設置に伴いブロック塀等を撤去する場合は、撤去費用の一部を補助します。 【上段No.10の制度の対象にならない塀等も、補助対象になる場合があります。】 必ず、工事着工前にご相談下さい。</p> <p>補助金額： ①生垣設置費用の1/2または5千円/mのうち少ない額（上限5万円） ②塀等撤去費用の1/2または2.5千円/mのうち少ない額（上限2.5万円）</p>	<p>農とみどり推進課 TEL620-1622 FAX620-2289</p>
11	被災者生活再建支援金【台風限定】	住宅被害（全壊、半壊、大規模半壊）	<p>基礎支援金（全壊、半壊解体）・・・100万円／世帯（単身世帯の場合は75万円） 基礎支援金（大規模半壊）・・・50万円／世帯（単身世帯の場合は37.5万円） 加算支援金（建設、購入）・・・200万円／世帯（単身世帯の場合は150万円） 加算支援金（補修）・・・100万円／世帯（単身世帯の場合は75万円）</p> <p>※基礎支援金の申請期限は令和元年10月31日、加算支援金の申請期限は、令和2年3月31日を予定しておりますので、ご注意ください。</p>	<p>地域福祉課 TEL620-1634 FAX620-1720</p>

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
 (その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

2 様々な相談窓口に関すること

「半壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のことです。
 「一部損壊以上」・・・罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」のことです。

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	こころの問題への支援	被害を受けた方	こころの問題について、保健師や精神保健福祉士、臨床心理士等による相談をお受けします。	茨木保健所 TEL624-4668 FAX623-6856
2	法律相談	お困りの方	弁護士による法律に関する無料相談を、市役所市民生活相談課で、毎週月・水・金の13時から17時まで(前日の8時45分から電話予約。前日が土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日が予約開始日。)、または毎月最終日曜の9時30分から13時まで(直前の水曜の8時45分から電話予約)、実施しています。	市民生活相談課 TEL620-1603
3	消費生活センター	お困りの方	災害に便乗した悪質商法に関する相談をお受けします。	消費生活センター TEL624-1999 FAX622-1878
4	墓石の転倒	お困りの方	墓石の転倒でお困りの方からの相談を「一般社団法人 日本石材産業協会」で受けてくれます。	日本石材産業協会 TEL03-3251-7671

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
 (その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

3 減免制度に関すること

(※)市内居住者で、今回の災害により次のいずれかに該当する場合「住家が全半壊(「全壊」「大規模半壊」「半壊」の罹災証明書が必要)」「生計維持者が死亡(重篤な傷病)」「行方不明」「業務の廃止(休止)」「失職(無収入)」

「半壊以上」…罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のことです。

「一部損壊以上」…罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」のことです。

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	国民健康保険料の分割納付・納付猶予	・上記(※)に該当する方 ・当該災害により家財が一定以上の被害にあった方【罹災証明が必要】	当該災害による被害状況に応じて分割納付・納付猶予が受けられる場合があります。 【分割納付・納付猶予期間:分割納付等決定後6か月間】	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109
2	国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除及び徴収猶予	上記(※)に該当する方	被災された国民健康保険の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除または徴収猶予されます。 ※事前に市窓口で証明書の交付を受ける必要があります。 【免除・徴収猶予期間:免除等決定後6か月間】 【申請期限:罹災日の属する月から1年以内】	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109
3	国民健康保険料(今年度)の減免	上記(※)に該当する方	被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。 【減免期間:罹災日の属する月から1年間】 【申請期限:罹災日の属する月から1年以内】	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109
4	後期高齢者医療保険料の減免	・当該災害により住家又は家財が一定以上の被害にあった方 ・事業の不振・休業・廃止、失業等で所得が著しく減少した方 【半壊以上が対象】	被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。 ※減免割合、減免額については広域連合までお問い合わせください。 【減免期間:罹災日の属する年度の翌年度末まで】 【申請期限:罹災日の属する月の翌月初日から1年以内】	保険年金課 TEL620-1630 FAX624-2109 大阪府後期高齢者医療広域連合 TEL06-4790-2028
5	後期高齢者医療保険料の分割納付・納付猶予	・上記(※)に該当する方 ・当該災害により家財が一定以上の被害にあった方【罹災証明が必要】	当該災害による被害状況に応じて分割納付・納付猶予が受けられる場合があります。 【分割納付・納付猶予期間:分割納付等決定後1年間】	保険年金課 TEL620-1631 FAX624-2109

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
6	後期高齢者医療の一部負担金(窓口負担)の免除	当該災害により居住する住宅、家財またはその他の財産について、著しい損害を受けた方で、市民税非課税もしくは減免されている方等	被災された後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)の方が、医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金(窓口負担)が免除されます。 受診前に、市役所にて免除申請の手続きが必要です。 【免除期間:申請のあった日の属する月の翌月初日から6か月間】 【申請期限:罹災日から1年以内】	保険年金課 TEL620-1630 FAX624-2109 大阪府後期高齢者医療広域連合 TEL06-4790-2031
7	国民年金保険料の免除	国民年金第1号被保険者で納付が困難な方(学生を除く)で、住家・家財などに2分の1以上の損失があった方 【半壊以上が対象】	年金保険料納付を免除します。 ※受け取る年金額が減額されます。詳細はお問い合わせください。 【免除期間:災害が発生した前月から翌々年の6月】 【申請期限:災害が発生した月から2年以内】	吹田年金事務所 06-6821-2401 保険年金課 TEL620-1632 FAX624-2109
8	学生の国民年金保険料納付特例	国民年金第1号被保険者で納付が困難な学生で、住家・家財などに2分の1以上の損失があった方 【半壊以上が対象】	年金保険料納付を猶予します。 ※受け取る年金額が減額されます。詳細はお問い合わせください。 【免除期間:災害が発生した前月から翌々年の3月】 【申請期限:災害が発生した月から2年以内】	吹田年金事務所 06-6821-2401 保険年金課 TEL620-1632 FAX624-2109
9	介護保険料の減免	65歳以上で、P.4(※)に該当する方	介護保険料が減免になる場合があります。 【減免期間:減免決定後1年間】	長寿介護課 TEL620-1639 FAX622-5950
10	介護保険(総合事業)サービス利用料の減免	P.4(※)に該当する方	被災された方で、介護保険(総合事業)サービスについて利用者負担のある方に対し、利用者負担の免除を行います。 【減免期間:減免決定後1年間】	長寿介護課 TEL620-1639 FAX622-5950
11	漏水に対する水道料金・下水道使用料の軽減	敷地内の水道管等(水道メーターから家屋内)が破損し漏水した方(漏水部分を指定給水装置工事事業者が修理したことを証明した軽減申請書が必要)	検針による使用水量から、軽減適用基準に基づき算定した漏水量を軽減します。	営業課 TEL620-1691 FAX623-1918

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

4 見舞金等のこと				
		「半壊以上」…罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」のことです。 「一部損壊以上」…罹災証明書の被害の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」のことです。		
No.	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	義援金 ①・③ 緊急配分(第一次配分) ②・④ 第二次配分 ⑤⑥ 第三次配分 ⑦⑧ 第四次配分 【地震限定】	① 死亡者 ② 住宅被害(全壊、半壊) ③ 避難所避難者特例(住宅被害(一部損壊以上)のうち、障害者手帳所持者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村民税非課税世帯で、6月27日午前0時から午前8時まで避難所に避難していた世帯) ④ 重傷者 ⑤ 住宅被害(一部損壊)で、障害者手帳所持者を含む市民税非課税世帯 ⑥ 住宅被害(一部損壊)で、市民税非課税世帯のひとり親世帯 ⑦ 住宅被害(全壊、半壊)があった世帯(第四次基礎配分) ⑧ 被災者生活再建支援法に基づく住家被害(全壊、半壊解体、長期避難、大規模半壊)と同等の被害を受けた世帯(基礎支援金、加算支援金) ※②③⑤⑥⑦⑧は罹災証明書の提出が必要	① 死亡者…100万円/人 ② 住宅被害(全壊)…100万円/世帯(緊急配分(第一次配分)において既に請求した世帯は95万円) 住宅被害(半壊)…50万円/世帯(緊急配分(第一次配分)において既に請求した世帯は45万円) ③ 避難所避難者特例…5万円/世帯 ④ 重傷者…10万円/人 ⑤⑥ 住宅被害(一部損壊)で障害者手帳所持者を含む市民税非課税世帯または住宅被害(一部損壊)で市民税非課税世帯のひとり親世帯…5万円/世帯(ただし、上記③との重複受給不可) ⑦ 住宅被害(全壊)…50万円/世帯 住宅被害(半壊)…25万円/世帯 ⑧ 基礎支援金(全壊、半壊解体、長期避難)…100万円/世帯(単身世帯の場合は75万円) 基礎支援金(大規模半壊)…50万円/世帯(単身世帯の場合は37.5万円) 加算支援金(建設、購入)…200万円/世帯(単身世帯の場合は150万円) 加算支援金(補修)…100万円/世帯(単身世帯の場合は75万円) ※④「重傷者」とは、大阪府北部地震による直接的な負傷(疾病は含まない)で医師の治療を受け、1か月以上の治療を要する方です。大阪府北部地震に直接起因しない場合(例:被災後の後片付けをしているときに負傷したなどの二次災害)は対象となりません。 ※「重傷者」の申請には、大阪府北部地震を原因に負傷し、1か月以上の治療を要する旨の記載がある医師の診断書等の提出が必要となるなど、一定の条件がありますので、事前に地域福祉課へご相談ください。 ※今後の義援金配分については詳細が未定となっております。決まり次第、ホームページ等でお知らせします。 【申請期限:令和2年3月31日】	地域福祉課 TEL620-1634 FAX621-1660
再掲	被災者生活再建支援金【台風限定】	住宅被害(全壊、半壊、大規模半壊)	基礎支援金(全壊、半壊解体)…100万円/世帯(単身世帯の場合は75万円) 基礎支援金(大規模半壊)…50万円/世帯(単身世帯の場合は37.5万円) 加算支援金(建設、購入)…200万円/世帯(単身世帯の場合は150万円) 加算支援金(補修)…100万円/世帯(単身世帯の場合は75万円) 【基礎支援金の申請期限:令和元年10月31日】 【加算支援金の申請期限:令和2年3月31日】	
2	災害弔慰金【地震限定】	地震により亡くなった方のご遺族	亡くなった方が 生計維持者:500万円 生計維持者以外:250万円	危機管理課 TEL620-1617 FAX624-9249
3	災害障害見舞金【地震限定】	地震により心身に障害を受けた方	重度の障害を受けた方が 生計維持者:250万円 生計維持者以外:125万円	

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
4	災害見舞金 【台風限定】	重症を負った方	治療に3月以上要する傷害を負った方:3万円 【申請期間:令和元年9月4日まで】 ※地震に係る災害見舞金の受付は、令和元年6月18日をもって終了いたしました。	危機管理課 TEL620-1617 FAX624-9249
		住家に一定以上の被害を受けた方 【半壊以上が対象】	住家の全壊(全焼):5万円 住家の半壊(半焼):3万円 【申請期間:令和元年9月4日まで】 ※地震に係る見舞金の受付は、令和元年6月18日をもって終了いたしました。	
5	介護保険特定福祉用具の再購入	以前、介護保険を利用し購入した特定福祉用具が破損等により使用できなくなった方	※購入の前に事前相談が必要です。	長寿介護課 TEL 620-1639 FAX 622-5950
6	重度障害者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の所得制限特例	本人や所得税法に規定する控除対象配偶者・扶養親族が所有する住宅等が価格のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方(保険金等により補充された金額を除く)	損害を受けられた方の所得制限が一時的に撤廃されます。 【申請期限:令和元年10月31日】	障害福祉課 TEL620-1636 FAX627-1692 こども政策課 TEL620-1625 FAX622-8722
7	福祉資金貸付制度	災害により、住宅の補修費他自立のための臨時経費が必要な方 【罹災証明が必要】	社会福祉協議会で、資金の貸付について相談をすることができます。	社会福祉協議会 TEL627-0033 FAX627-0434
再掲	大阪版・被災住宅無利子融資制度	被災した住宅の復旧に向けた融資を受ける方 【罹災証明が必要】	【対象工事】災害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事(賃貸事業を行う場合は対象外) 【融資条件】※別途、各金融機関の融資審査が必要 融資額:200万円以内(半壊以上の場合300万円以内) 返済期間:10年以内 融資金利:0% など 融資の詳細は、右記コールセンターまで。 【申込受付期間:令和2年3月31日】	<住宅金融支援機構>お客さまコールセンター災害専用ダイヤル TEL0120-086-353 またはりそな銀行の府内各支店 (市内:茨木支店 TEL624-1121 茨木西支店 TEL625-1551) <大阪シティ信用金庫>審査部 TEL06-6201-2889 府内各支店 (市内:北部市場支店 TEL636-2075) <大阪信用金庫>融資部 TEL06-6775-6584 各支店 (市内:茨木支店 TEL625-3971)

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

5 中小企業・小規模事業者支援のこと

	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
1	被災中小企業・小規模事業者相談	被災された中小企業・小規模事業者の方	融資、経営、罹災届出証明等について、随時相談を実施します。 ※近畿経済産業局等でも、特別相談窓口を設置していません。(商工労政課ホームページ参照)	商工労政課 TEL620-1620 FAX627-0289
2	災害復旧貸付	被災された中小企業・小規模事業者の方	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金または設備資金を融資します。 日本政策金融公庫の貸付に必要な「罹災届出証明書」の発行は、商工労政課で行います。	<特別相談窓口> 日本政策金融公庫 TEL(吹田支店) 06-6319-2061 商工組合中央金庫 TEL(大阪支店) 06-6532-0309(堺支店)072-232-9441(梅田支店)06-6372-6551(船場支店)06-6261-8431(箕面船場支店)072-729-9181(東大阪支店)06-6746-1221 ※商工組合中央金庫については、取引先が窓口となります。
3	災害復旧支援利子補助制度	被災された中小企業・小規模事業者の方	事業者が、大阪北部地震又は平成30年台風21号に起因した融資を利用した場合、支払い済みの利子に対し補助を行います。 ・対象者(次の全てに該当する方):①平成30年6月18日から令和元年7月31日までに利子補助対象融資の実行を受けた方 ②借入金を市内事業所の設備資金又は運転資金に充てる方 ③利子補助対象融資の実行後に商工労政課で登録受付を行い対象名簿に記載された方(補助申請と同時でも可) ④市税を滞納していない方 ・利子補助対象融資:平成30年6月18日から令和元年7月31日までに実行された次の融資制度:①大阪府中小企業融資制度の経営安定サポート資金(600万円超)※1、※3 ②日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等が取り扱う災害復旧貸付 ③中小企業基盤整備機構が取扱う小規模企業共済災害時貸付 ④茨木市中小企業設備投資応援資金融資制度要綱に基づく融資※2 ⑤茨木市中小企業振興資金融資制度要綱に基づく融資(600万円超)※2、※3 ※1 中小企業信用保険法第2条5項セーフティネット保証4号(突発的災害関係)に係る融資に限る。 ※2 罹災届出証明書が必要。 ※3(600万円以下)の方は融資実行日から3ヵ月以内の申請により信用保証料を補助。 ・交付対象期間:最初の補助対象融資の実行日から3年 ・利子補助金額:支払った利子の額 ・限度額:各年度100,000円、合計300,000円(1事業者あたり) ・登録受付:利子補助対象融資の実行後に、商工労政課で登録受付を行います。(※融資の名称、借入額、借入利率、金融機関及び支店名、融資の実行日が分かる書類をお持ち下さい【返済予定表など】) ・申請期間:毎年の返済実績に基づき、翌年1月に申請 ※年度途中で補助対象期間が変更となる場合があるため、詳しくは右記までお問い合わせください。	商工労政課 TEL620-1620 FAX627-0289

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
4	セーフティネット保証4号の適用	災害救助法適用団体で、今般の災害の影響により、売上高等が減少している方	セーフティネット保証4号の適用により、大阪信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証します。利用者は、保証認定の手続きを商工労政課で行い、認定後金融機関で融資を受けます。 また市では、府中小企業融資制度(経営安定サポート資金)の貸付金額が、600万円以下の場合、信用保証料の補助も行っています。 ※年度中にセーフティネット保証4号の指定期間が終了となる場合があるため、詳しくは右記までお問い合わせください。	商工労政課 TEL620-1620 FAX627-0289
5	台風21号対策金融融資制度 【台風限定】	台風21号により経営に影響を受けている府内中小企業者	平成30年台風21号による府内中小企業者への被害が大きかったことをふまえ、大阪府内40市町(茨木市含む)を対象に「セーフティネット保証4号」が発動されました。 これを受けて、大阪府では同保証制度を活用した特別の融資制度として「台風21号対策資金」が創設されました。 【融資対象】 下記のどちらかに該当する事業者 ①平成30年台風21号による災害により経営に影響を受けている府内中小企業者で、下記に掲げる条件のいずれも満たす者(セーフティネット保証4号の市町村認定が必要) ・国が指定した地域(茨木市を含む府内40市町)において1年以上継続して事業を行っていること。 ・平成30年台風21号の発生に起因して、当該台風の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 ②平成30年台風21号により事業用の建物等に被害を受けた府内中小企業者(市町村が発行する罹災届出証明が必要) 【融資利率】 0.9%(固定) 【取扱金融機関】 三井住友銀行、りそな銀行、池田泉州銀行、関西アーバン銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、大正銀行、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、北おおさか信用金庫、京都信用金庫、商工組合中央金庫 他 ※別途、各金融機関及び保証協会の審査が必要となりますので、詳細は取扱金融機関にお問い合わせください。 平成31年3月31日をもって、終了いたしました。	
6	小規模企業共済災害時貸付	災害救助法適用団体で、今般の災害の影響により、被害を受けた小規模企業共済契約者	中小企業基盤整備機構による低利融資を受けることができます。貸付に必要な「罹災届出証明書」の発行は、商工労政課で行います。	商工組合中央金庫 本・支店 問合せ 中小企業基盤整備機構共済相談窓口 TEL050-5541-7171

(各支援制度で【半壊以上が対象】【罹災証明が必要】となっている場合は、手続きの際に「罹災証明書」の提示が必要となります。)
(その他申請にあたって必要な書類や制度の詳細等については、各受付窓口・問い合わせ先へご確認ください。)

	支援制度名	対象者	内容	受付窓口 ・問い合わせ先 (茨木市の市外局番は072)
7	小売店舗改築(改装)の補助	市内小売店舗(小売業、飲食店、理美容、療術業)の事業者で、以下の要件に該当する方 ・市民及び市内に本社を有する法人で、市内で1年以上事業を営んでいる方。 ・本補助金の交付を受けたことがない、または前回の利用から10年以上経過している方。 ・店舗面積が200㎡未満であること。	左記の要件を満たす方が、所有または賃借する店舗等を、事業活動の活性化のためにリニューアルされる際の改築(改装)経費の一部を補助します。 ※ 既に工事に着工されている場合は対象となりません。	商工労政課 TEL620-1620 FAX627-0289
8	先端設備等導入計画の認定に係る申請受付	市内の事業所で設備投資を行う中小企業者が、計画期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、市の計画認定を受けていること。	一定の要件を満たした場合、生産性向上のために取得した設備に係る固定資産税が3年間ゼロになります。 国の各種補助金について、優先採択の対象となります。 また、設備取得のための金融支援を受けることができます。	商工労政課 TEL620-1620 FAX627-0289